

《昭和・新山》

昭和19年突如として大爆発を起して熔岩を噴き上げ、ついに450mの噴火山を形成して今尚盛んに白煙を噴いている。世界中でも珍しい現象であると言われている。



北海道行政書士会報

発行所
札幌市南1条西5丁目
(愛生館ビル)
北海道行政書士会
T 25-4073番
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
T ㉿7151~3番

第四八号
会報 もくじ

- 一、会費納入についてお願い…………… 8
- 一、業務資料…………… 7
- 一、事務局日誌…………… 6
- 一、研修会参加報告…………… 6
- 一、会員移動…………… 5
- 一、支部だより…………… 4
- 一、会務報告…………… 2

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.
- 8.
- 9.
- 10.
- 11.
- 12.
- 13.
- 14.
- 15.
- 16.
- 17.
- 18.
- 19.
- 20.

会務報告

行政書士法改正
特別委員会報告

行政書士法改正特別委員は五名の構成をもって本年二月二十より二十二日の三日間千葉県下において改正原案を作成し「行政書士法第一次改正案」として連合会へ報告すみのところ連合会は自治省へ、りん議の結果臨時行政調査会の示す趣旨とは逆行の傾向にあり、更に高度化した抜本的改正の必要なることの指示を受けたので、このたび別紙抜本改正要綱に基づき全文について自治省の意見をただしつつ抜本的改正案を作成し、出席全委員に於いて自治省、石川行政課長補佐、大久保行政係長に面接逐条ごとに改正の趣旨を説明して原則として政府提案とし、次期通常国会には可決公布となるよう協力を要請した。

○行政書士法の改正要点

- 1、名称を行政士とする。
2、社会的公益性を有する者として使命、職責、職務を明確にする。
3、行政士となる資格の引上げ。
4、受験資格の引上げ。
5、欠格事由、行政書士法の罰則をうけた者も2年以上を経過した者。
6、登録事務は行政士会で行なう。
7、登録まつ消事務も会が行ない、2年以上のもの

日本行政書士会連合会
常任理事会報告

- 一、日時 昭和44年10月4日午後1時
一、ところ 東京都文京区本郷5丁目 鳳鳴館本館
一、出席者 橋本連合会長、種本、渡辺、佐野……以上副会長
大倉、藤山、青木、三原、伊藤、土屋、植村、原、鈴木……以上法改正委員

一、大分特別決算委員会の申送事項解決外一件
二、浅井前会長に事情説明報告の件

職業別専門部強化について自倍責関係指導者説明会について。

- イ、日時は昭和44年10月21日午後2時
ロ、同日午後1時より会長会を招集し、法一部改正中間報告を行う。特に品田政務次官及び石川課長補佐並びに大久保係長の臨席を求めて法一部改正について説明をお願いする。
ハ、場所は衆議院議員第二会館第二会議室とする。
ニ、前日の20日は準備のため常任理事会を開催する。
ホ、表彰規定案について
案により審議の上次の理事会にて採決とする。

ヘ、法制定20周年、強制会10周年を記念する事業の一つとして行政書士会の沿革誌

はまつ消する。
8、事務所は一カ所を原則とし、出張所は許可しないものとする。

- 9、報酬は連合会が定めて自治大臣の承認とする。
10、行政士会は法人とする。
○会則の記載事項を明確にした。
○会則の認可は知事、連合会会則は自治大臣の認可。

○会長、副会長は公務に従事する職員とする。
11、罰則も強化引上げをした。

○法改正案作成までの経過

- 9月7日(日) 於鳳鳴館台町別館 第一部会(青木委員長、藤山副委員長、種本、植村委員)
一、法改正に伴い必要を生ずる各種委員会、関係機関に対する対策と方法
二、法改正の重点事項の研究
9月8日(月) 於鳳鳴館台町別館 第一部会(以上4名)
審議事項
基本案の作成、逐条ごとに検討を加え、関連条文と比較しつつ全文を作成した。午後9時30分打切。
9月9日(火) 於鳳鳴館台町別館 第一部会(上記4名)
審議事項
昨日の基本案に再検討を加え、会則等について条文を整理して浄書に入る。
第二部会(伊藤、東北、鈴木、関東、佐野……中野、原、中国、土屋、九州、梁野……)

日本行政書士会連合会
常任理事会

- 一、日時 昭和44年10月20日午後2時
一、ところ 衆議院議員第二会館待合室及び文京区本郷5丁目正門館
一、出席者 橋本会長、種本、渡辺、佐野……副会長
藤山、大倉、三原、青木の4名ゲストとして植村氏出席

一、審議事項
21日開催の会長会準備のため正門館に行き、会場準備再確認の打合せの上左の準備をした。

- 1、会次第の作成
2、必要プリントの作成
3、各部審議担当の割当

日本行政書士会連合会
会長会報告

- 一、日時 昭和44年10月21日午後1時
一、ところ 衆議院議員第二会館第二会議室
一、状況

常任理事会

- 一、種本副会長：開会のことば
二、三原常任理事 司会
2、橋本会長：挨拶

近畿(欠)

於鳳鳴館本館 全員の審議を行なう。午後2時より第二部5名と橋本会長、大倉常任理事を加え11名において基本改正案を逐条審議に入り、改正第一條、第三條を明朝までに各自研究として他を決定した。時に午後7時。
9月10日(水) 於鳳鳴館本館 全部委員会

昨日各自研究として保留した第一條、第三條について提示資料に基づき審議を進め、正午に到り結論を得た。更に浄書、整備をして改正する法律案は午後2時終る。

○要請訪問の経過について

- 9月10日(午後2時30分~16時10分) 自治省行政課
一、改正する法律案2部をもって全委員ならびに橋本連合会長、10名が石川課長補佐、大久保係長を訪問、青木委員長から改正の重点事項を説明の上、逐条説明に入る。(青木、藤山、植村)
2、原則として政府提案の法律改正としたい。
3、行政書士1万3千の生活と百年の大計のため特段の御協力を願いたい。
其の他
1、関係各議員の訪問。
2、社労士対策のため関係機関の訪問。
(日行連法律政改特別委員会副委員長) 藤山利夫先生報告

を作成する担当は企画部とする。
(一) 老年年金制度について
兵庫種本、北海道渡辺、愛知佐野より集金について困難である旨の説明あり継続審議とするに決定。

第三回常任理事会

- 一、日時 昭和44年8月11日午後1時
一、ところ 札幌南1条西5丁目 愛生館ビル4F
一、出席者 渡辺会長、藤山、佐藤……副会長
鈴木、大倉、荒、黒島、岡野、成田、真貝、伏見(代大沢)、森口、仄原、石本、成沢、梶井
小城綱紀委員長……オブザーバーとして 事務局2人

一、議事

開会：大飼総務部長
開会挨拶 渡辺会長

- 報告事項
1、日行連総会出席の件
2、労務部会の発展的解散の件
3、北海道社会保険労務士会創立の件

○審議事項

- 1、本会事務局移転の件
2、電話単独加入申込の件
3、ポスター作成の件

第四回常任理事会

- 4、会報綴込作成の件
- 5、非行政書士対策の件

- 1、日時 昭和44年11月17日午後1時
- 2、出席者 渡辺会長 藤山、佐藤、竹原…副会長 鈴木、成沢、成田、犬飼、梶井、後藤… 常任理事 事務局2人
- 3、議題
 - 1、法施行20周年、強制会10周年記念行事について…実施することに決定
 - 2、行政書士改正案の現状について 藤山副会長より報告
 - 3、ポスター、会報綴、作成したものを会員に配布すること。
 - 4、報酬額運用表作成については現在の報酬額は改訂時点にあるので、後作成することに決定

支部だより

網走支部臨時総会

- 1、日時 昭和44年9月20日午後1時30分
- 2、出席者 北見市労働会館
- 3、出席者 会員40名 委任状を含めて 北海道行政書士会藤山副会長 北見市建築課長公島課長
- 4、議題
 - 1、講師 第一課主事 越中 光雄
 - 2、転用係長 一ノ宮重雄
 - 3、証明係長 三沢 四郎
 - 4、佐々木和雄

札幌支部研修会

- 1、日時 昭和44年10月18日 午後1時
- 2、ところ 札幌市南3条西5丁目 三川屋会館
- 3、科目 農地法関係手続について
- 4、講師 札幌市農業委員会

農地法の実務に即応する様式用紙を会員に配布し講師の逐条説明に従って記載する方法で行い、疑問点など活発なる質疑応答などあって終了した。

◎自動車損害賠償保障法に基づく手続に関する書類作成業務について

行政書士の業務取扱の範囲について自治省から会員黒島宇吉郎氏宛に通知がありましたのでその写を掲載します。

昭和43年2月5日
函館市堀川町6番地
行政書士 黒島宇吉郎

自治大臣殿
自動車損害賠償保障法に基づく加害者若しくは被害者(死亡の場合、相続人)がする保険金請求書類を加害者若しくは被害者(死亡の場合、相続人)の依頼を受けて作成することが行政書士法第1条の適法な行為であるかどうか
〈回答文〉

ため辞任するので今日後任を選出したい。
藤沢武雄氏より辞任の挨拶ありて議事を進め、記録員に今野氏を選ぶ。
支部長選任について
1、支部名は網走支部であり、行政庁が網走にあるので網走から選出したらどうか。
2、事務局の腹案はどうか。
3、委員をあげ選考したらどうか。
以上の意見により執行部では役員会で網走の佐藤三千三氏にしたいとの説明あり………全員異議なく決定。
佐藤三千三氏就任の挨拶あり。
その後、北見市建築課長より都市再開発法3法、都市計画法一部改正と関連するについて説明あって閉会。

十勝支部研修会

- 1、日時 昭和44年9月27日午前10時
- 2、ところ 帯広大通南10丁目 富国生命ビル3F
- 3、講師 帯広税務署関係担当官 十勝支庁関係担当官 各市町村農地保官

この研修会は行政書士として所得に係る申告に関する所得税法上の基本並びに農地法の申請について各市町村において取扱方法がまちまちであり、統一する必要があるので研修会を開催した。

釧路支部9月定例役員会

- 1、日時 昭和44年9月25日

釧路支部研修会

- 1、日時 昭和44年10月28日午後2時～8時
- 2、ところ 釧路市浦見町2丁目 三吉会館
- 3、科目 自動車損害賠償保障法関係業務
- 4、講師 自動車保険料率算定会 自動車損害賠償責任保険 釧路査定事務所長 茂木 重男 同 佐久間令次

釧路支部10月定例役員会

- 1、日時 昭和44年10月16日 午後6時～8時
- 2、ところ 釧路市浦見町2丁目 三吉会館
- 3、協議事項
 - 1、登録者の入会勧告について
 - 2、本会会費滞納者の処置について
 - 3、支部長代行選任について

釧路支部11月定例役員会

- 1、日時 昭和44年11月20日 午後7時～9時
- 2、ところ 釧路市浦見町2丁目 三吉会館
- 3、協議事項
 - 1、未入会者に対する入会勧告について
 - 2、12月定例役員会日程について

昭和43年3月6日
自治省行政局
行政課長 林 忠雄
行政書士 黒島宇吉郎殿
昭和43年2月5日付にてご紹介のありました件

会員移動

会員番号	氏名	支部	年月日	理由	会員番号	氏名	支部	年月日	理由
一、一六六	島田 章	十勝	44.11.13		一、一七四	小林 節臣	札幌	44.12.1	
一、一六七	関本 孝雄	室蘭	44.11.15		一、一七五	尾崎 博	札幌	44.12.2	
一、一六八	渡辺 敬愛	旭川	44.11.18		一、一七六	大橋 竹士	札幌	44.12.3	
一、一六九	細貝 政道	札幌	44.11.18		一、一七七	河合 健一	十勝	44.12.4	
一、一七〇	柳川 巖	札幌	44.11.21		一、一七八	田中 福司	室蘭	44.12.4	
一、一七一	元茂 重忠	室蘭	44.11.24		一、一七九	穴戸 明雄	札幌	44.12.5	
一、一七二	小杉 晃	小樽	44.11.25						

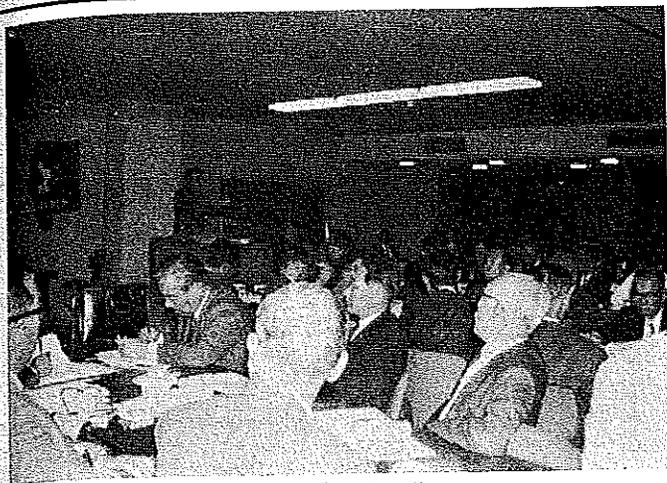
退会

会員番号	氏名	支部	年月日	理由	会員番号	氏名	支部	年月日	理由
九二二	貝田 信二	札幌	44.9.30	廃業	一、〇五九	秋山 虎男	網走	44.11.1	処分
九四九	伊藤 博	小樽	44.10.18	廃業	一、一五五	山田 政次郎	十勝	44.11.17	死亡
九四八	赤川 賢之輔	小樽	44.10.18	廃業	一、〇〇一	赤坂 環	小樽	44.11.12	東京都へ転出
八六二	山藤 芳郎	日高	44.10.20	廃業	一一四	藤沢 武雄	網走	44.11.24	静岡原へ転出
一、一三五	山洞 金恵	旭川	44.10.20	廃業	八七九	児玉 一夫	札幌	44.11.27	廃業
九一四	小中 圭三	札幌	44.10.31	廃業	八〇七	中村 徳男	十勝	44.11.27	廃業
九二九	朝賀 伸也	札幌	44.10.31	廃業	一、〇四七	松井 三郎	室蘭	44.12.3	廃業
九七三	岡 文義	小樽	44.10.31	廃業	九四七	横野 喜四郎	小樽	44.12.5	廃業

全国研修会に参加して

総務部長 犬飼 竹 治

去る11月21日、日本行政書士会連合会主催で自賠責業務並びに陸運業務についての研修会が、東京衆議院第二議員会館で行なわれた。本会から渡辺会長、藤山副会長、犬飼総務、黒島理事等が出席し、全国単位会からは七〇余名の参加があり盛大に行なわれた。橋本連合会長の挨拶、砂田自治省政務次官、自治省行政課長補佐等の来賓から祝辞があつて、行政書士法改正案経過報告の後研修会に入った。この研修会の考え方としては、第一に自賠責業務に



<研修会風景>

ついでには、衆知のように自動車の数は急激な増加を示しており、従つて自動車による交通事故は驚くべき件数に上り、今や世界第二位にランクされるに至つてゐる。このようなことからその交通事故による人身、物損等の被害が多く、これに関連して自動車損害賠償の対象者自己の正当な権利を守らなければならない。そこでこれらの相談機関として、各市町村の交通事故相談所、その外にも多くの同相談所を設けているが、これについての書類作成については行政書士の分野である。然しながらこの事務を処理していくには、それに必要な業務の研修が前提であり、そして適正な業務の遂行のできるようにして、業務の開拓を進めていくことが今日の重要なことと考えられるのである。次に陸運業務についても同様で、事業の免許、認可、各種届出等の書類作成は相当数多いと考えられるところ、もともと行政書士の業務は極めて広範囲であると同時に、ある一部門について専門的な知識を要するから、その部門についての研修が必要というわけである。

事務局日誌

10月

- 2日 藤山副会長法改正に関する会議
- 日行連常任理事会出席のため上京
- 4日 緊急常任理事会出席のため渡辺会長、山副

業務資料

○営利を目的としない法人設立許可申請書

〈社団法人又は財団法人設立の認可を主務官庁に申請する場合〉
社団(財団) 法人設立認可申請書
今般(社団) 財団法人何々研究会と設立しようと思ひますから御許可可下されたく別冊定款事業計画書、寄附行為の書面及び関係書類を添えて申請する
年 月 日

何都市区町村大字番地
社団法人 何々研究会設立者
申請人 何 某◎

何都市区町村大字番地
社団法人 何々研究会設立者
申請人 何 某◎

何大臣 何 某殿

〔参照条文〕民法第三四〇条
〔注 解〕一、添附書類・定款・事業計画書、寄附行為の書面

○営利を目的としない社団法人定款

収入印紙
千 円

何々研究会定款

第一章 総 則

第一条 本会は次章に規定する目的のため設立する社団法人である。

- 会長上京
- 15日 会費滞納者に督促状19通発送
 - 16日 " " 13通発送
 - 20日 日行連常任理事会出席のため渡辺会長、藤山副会長上京
 - 21日 日行連幹部講習会
- 11月
- 15日 会費滞納者に督促状22通発送
 - 17日 第4回常任理事会開催
 - 20日 内容証明8通 会費督促状49通発送
 - 21日 会費督促状54通発送
 - 22日 " 39通発送
 - 24日 " 72通発送
 - 25日 " 41通発送
 - 27日 " 28通発送
- 12月
- 2日 会費督促状55通発送
 - 4日 " 16通発送
 - 6日 日行連常任理事会に出席のため渡辺会長、藤山副会長上京

◎事務局よりお願い

年計報告書二通同封しました。この報告書は昭和45年1月末日までに所轄支庁へ一通提出、一通は各自の控です。

本会へは提出の必要ありません。毎年本会宛に提出される方がありますので、報告書の末尾の注意をよくお読みになって下さい。

第十三条 通常総会は毎年三月及び九月理事が招集する。

臨時総会は理事が必要があると認めるときこれを招集する。監事も必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。

第十四条 総会員の四分の一以上より会議の目的たる事項を示して請求したときは、理事はその請求を受けた日より何日の期間に臨時総会を招集しなければならない。

第十五条 総会の招集すべきものが十日前にその会議の目的たる事項を示して会員に書面をもって通知を發しなければならない。

第十六条 総会において前条の規定による通知に掲げた事項については理事の互選によりその一名が議長となる。

第十八条 各会員の議決権は一人にき一個とする。

第十九条 総会の議決は特に定められた場合のほか出席会員の議決権の過半数によりこれを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第二十条 理事は総会の決議録を作りこれに署名して印をおし、事務所に備えておかなければならない。会員の執務時間内は何時でも総会の決議録の間覧を求めることができる。

第七章 計 算

第二十一条 理事は通常総会の会日から一週間前に左の書類を監事に提出しなければならない。

- 一、財産目録
- 二、貸借対照表
- 三、事務報告書
- 四、収支予算及び決算表

第二十二条 監事は前条に掲げる書類を調査して理事に選付し、通常総会においてその意見を報告しなければならない。

第二十三条 理事は第二十一条に掲げる書類を通常総会会日前に事務所に備えなければならない。

第二十条第二項の規定は前項に掲げる書類の閲覧につきこれを準用する。

第二十四条 理事は第二十一条に掲げる書類を通常総会に提出してその承認を求めなければならない。

第二十五条 理事は前条の規定により総会の承認を得た書類を事務所に備えておかなければならない。

第二十条第二項の規定は前項に掲げる書類の閲覧につきこれを準用する。

第八章 会員の資格の得喪

第二十六条 会員になりたいものは、出資の口数を示して理事に申込みなければならない。理事は前項の申込を承諾すべきかどうかを決し、承諾したときはその旨及び二週間内に出資をすべきことを通知しなければならない。

前項の期間に出費をしないときは、会員たるの申込及び承諾は効力を失う。

第二十七条 会員は左の事由によりその資格を失う。

- 一、退会の申出
- 二、死亡
- 三、破産
- 四、禁治産
- 五、除名

第二十八条 除名は左の場合に限り他の会員の四分の三以上の同意をもってすることができる。但し

除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

- 一、本会に対して不正の行為をしたとき
- 二、会員の資格を利用して不正の行為をしたとき
- 三、禁錮以上の刑に処せられたとき

第二十九条 理事は会員名簿を事務所に備え会員変更ある毎にこれを訂正しなければならない。

第九章 解 散

第三十条 本会の存続期間は設立許可の日から何年と

す。
第三十一条 本会解散の場合において残余財産は何何に寄附する。

何々が寄附を受けることができない場合は、総会員の四分の三以上の決議により更に帰属権利者を指定する。

何郡市区町村大字番地 某◎
設立者 何

何郡市区町村大字番地 某◎
設立者 何

〔参照条文〕印紙税法第二条
別表 一―七

〔注 解〕

一、理事及び監事の職分につき特別定めをしないときは当然民法の規定に従う。若し特別の規定を設けようとするならば十二条以下に規定するがよい。民法と同一の規定でも便利のためにおいても差しつかえない。

会費納入についてお願い

昭和四十四年度も愈々押し迫まり、本会の決算期になりました。

就きましては、本年度の会費未納の方には各人に書面で納入方をお願いしてありますが多忙でお忘れの方もあります。至急納入下さるようお願いいたします。

次に、会費の納付は会則の附則別表第

一号により、毎月末日までに翌月分を納付しなければならないと規定されてありますので、四十五年度分よりは必ず実行して下さい。



日

目 次

第四九号